

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	13 件

近畿（京都）国民年金 事案 6677

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から45年3月まで

国民年金加入後に、過去に遡って国民年金保険料を納付できる機会があったので、未納となっていた申立期間の保険料1万3,050円を昭和48年3月9日までにA県B市役所で納付したにもかかわらず、申立期間が未納と記録されている。

一方、申立期間の国民年金保険料と同じ機会を利用して納付した夫の保険料は納付済みとなっている。

申立期間の国民年金保険料については、納付できる旨の連絡がありB市役所に出向いた様子や、同市職員に申立期間の保険料額を記載してもらった当時のメモを保管しており、当該メモを資料として提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無く、申立人が所持する領収証書を見ると、申立期間後の昭和45年7月から47年3月までの期間の保険料を同年11月20日に、45年4月から同年6月までの期間の保険料を48年2月12日に、それぞれ過年度納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、特例納付実施時期ではないが、申立人が所持するその夫の昭和39年10月から47年3月までの期間に係る保険料の領収証書を見ると、当該期間のうち、39年10月から45年3月までの期間については、附則13条（第1回特例納付制度）による納付であることが記載されており、その領収日が附則13条による特例納

付期間終了後の48年3月10日であることが確認できることから、申立人が陳述する時期に、申立期間の保険料を特例納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立人から提出された申立期間当時のものとするメモについて、紙質等から当時のものと考えられ、同メモには、申立期間の始期・終期と符合する年月及び申立期間に係る国民年金保険料を特例納付した場合の保険料額と一致する金額のほか、申立人の加入手続及び申立人の夫に係る特例納付の状況等が記載されており、申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14640

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。

A社には昭和22年4月1日から52年3月13日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録及び同社の回答から、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和51年2月1日にA社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所に対し、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和51年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年6月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月27日から同年7月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、C社及びA社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、会社の統合・分離により転籍した時期であるが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述及び元同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同日の昭和35年7月1日となっている元同僚が、「A社には35年6月頃に異動した。」旨陳述していること、及び前述の給与明細書の記載内容から判断すると、同年6月27日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和35年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、昭和35年5月*日に設立されており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年7月1日に14人が被保険者資格を取得している上、その14人の中には申立人と一緒に同年6月27日にC社における被保険者資格を喪失している5人（申立人を含む。）が含まれていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述のとおり、申立期間においてA社は適用事業所としての要件を満たしていながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月27日から同年5月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、同社本社から同社B支店に異動した時期であるが、申立期間も継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答から、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（A社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が、「業務の都合により、発令どおりに赴任できない場合があり、申立人については、A社本社における資格喪失日に係る届出を誤った。」旨回答していること、及び申立人と同日に同社本社から同社B支店に異動したとする者の被保険者資格取得日が昭和33年5月1日と記録されていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所に対して、申立人の資格喪失日を誤って届け出た旨回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、平成19年7月10日付けで支給された賞与に係る年金記録が無いことが分かった。申立期間には正社員で勤務しており、同社から賞与を支給され、賞与明細書のとおり、厚生年金保険料が控除されているので、当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書、平成19年分給与所得の源泉徴収票及び賞与振込先口座の預金通帳の入金記録から判断すると、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（京都）国民年金 事案 6678

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月

私は、最初に勤めた会社を退職後、国民年金に再加入し、申立期間の国民年金保険料については、私の銀行口座から口座振替でA県B区に納付していた。

銀行口座の残高も十分あり、同じように口座振替で納付していた国民健康保険料に未納は無いので、申立期間の国民年金保険料が未納のはずはない。もう一度、よく調査をして、未納の記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しを見ると、国民年金保険料の最終の口座振替日は平成12年9月18日であることが確認できることから、A県B区は、申立期間当時の国民年金保険料に係る口座振替について、納付対象月の翌月15日（当該振替日が休日等の場合は翌日）に行っていたとしていることから、同年9月18日に口座振替された保険料は同年8月分であると推認できる。

なお、申立人は、国民年金に再加入した平成11年1月から申立期間までの国民年金保険料を口座振替により納付していたとしているところ、上記預金通帳の写しを見ると、同年1月から12年8月までの月数20か月分に一致する月数の国民年金保険料が口座振替されていることが確認でき、これはオンライン記録の納付状況と符合する。

また、申立人に係る戸籍の附票を見ると、申立期間の月内の平成12年9月27日にA県B区からC県D市に住所移転していることが確認できることから、B区は、申立期間当時における口座振替による国民年金保険料の収納事務手続について、金融機関には毎月、当月の口座振替指定日（原則15日）を起算日として10営業日前（同年9月分保険料の場合は、同年9月29日となる。）に

口座振替に係るデータを提出していたとしており、また、住所異動（転出）した者に係る保険料については、当該異動日以降に保険料収納処理は行っていなかったとしていることから、同年10月16日を口座振替予定日とする申立期間の保険料については、同区において、収納がなされなかったと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、社会保険事務所（当時）から届いた納付書を用いて納付したか否かについての記憶が無いとしている上、申立期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、当該時期においては、コンピュータによる過年度納付書の作成、光学式文字読取機（OCR）による収納処理等の機械処理が図られていることから、納付記録漏れの可能性は低い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私は、会社を退職した平成4年4月に、夫婦二人でA県B市役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。

国民年金は大切なことと理解しており、申立期間の国民年金保険料については、妻が、B市役所から郵送されてきた納付書により、毎月、金融機関において納付した。

国民年金保険料を納付した領収証書は、平成4年分の確定申告を5年3月にC税務署で行った際に添付したので、手元には残っていないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年4月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、B市役所から送付された納付書を用いて、毎月、金融機関において納付したと陳述している。

しかし、申立人に係る国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の加入状況から判断すると、平成5年4月頃と推認され、当該加入時期からすると、申立期間の平成4年度の国民年金保険料は、当該年度保険料の現年度納付期限が平成5年4月末日までであることから、遡ってまとめて納付することになるが、このことと申立内容は符合しない上、毎月、金融機関を通じて納付したとする納付記録が12か月連続してオンライン記録から欠落することは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料は、前述の納付期限後において、前述の市役所から送付された納付書とは別に社会保険事務所（当時）が発行する国庫金納付書により過年度納付することが可能であるが、申立人は申立期間の保険料

について遡って納付した覚えは無いとしている。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から42年5月までの期間及び43年9月から46年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から42年5月まで
② 昭和43年9月から46年1月まで

私は、昭和53年又は54年頃に国民年金保険料に係る特例納付制度が始まっていることを知り、期間が足りないと将来、年金を受給できないこと、また、この制度は今回が最後とも聞いたので、特例納付制度を利用して、53年後半から55年までの間に何回かまとめて保険料を特例納付した。

申立期間が未納とされていることは納得できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を特例納付したとして申し立てているところ、申立人は、当該期間とは別の期間の保険料について、昭和55年4月4日及び同年6月26日の2回、第3回特例納付制度を利用して納付していることが申立人の所持する領収証書により確認できるものの、申立人は、申立期間①及び②について、特例納付したと主張するのみで、納付時期及び保険料額等の具体的な陳述は無い。

また、申立人に係るA県B市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①及び②は未納期間と記録されており、これは、社会保険事務所（当時）が管理していた国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 54 年 2 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 54 年 2 月まで

私は、昭和 53 年 3 月に A 社を退職したときに、母の勧め及び会社の指導もあり、B 県 C 市 D 区の社宅近く、又は同市 E 区の同社の近くの郵便局において、母に出してもらったお金で付加保険料を含む国民年金保険料を現金で一括納付した。

後日、国民年金に加入していなかった友人に加入を勧め、その友人が郵便局で国民年金保険料を納付するとき一緒に行ったが、領収証書をもらえなかったため、「メモ書きでもいいから欲しい。」と言って、備付けの付加年金のパンフレットにメモ書きしてもらっていたことを記憶している。

私も、以前、郵便局で国民年金保険料を納付した際に、領収証書をもらえなかったので、局員に「大丈夫か。」と尋ねたが、「大丈夫です。」と言われ信じていた。

また、私が A 社を退職したときにももらった年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には日付が記入されていなかったが、夫が勤務先の会社に私の年金手帳を提出したところ、新たに別の^{だいたい}色の年金手帳が届き、当該手帳には日付が記入されており、昭和 54 年となっていたことに気付き、53 年ではないかと疑問に思ったことがある。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された年金手帳における「初めて被保険者となった日」、住所及び被保険者の種別に係る記載から、申立人は、昭和 54 年 3 月 24 日に C 市 D 区において国民年金に任意加入したことが確認できるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、同年 4 月 16 日に申立人の国民年金手帳記号番号

が払い出されていることが確認できる上、当該任意加入による取得日は、オンライン記録と一致していることから、申立期間は、国民年金の任意加入対象期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、「昭和 53 年 3 月頃に C 市 D 区又は同市 E 区の郵便局において申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を一括納付した。」と主張しているが、C 市は、「郵便局で国民年金の現年度保険料納付の取扱いを始めたのは 63 年頃以降である。」と回答していることから、申立期間当時は付加保険料を含む現年度保険料を郵便局で納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、C 市 D 区で別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、同区における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったほか、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成3年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、母から、「昭和63年7月頃に、A県B区役所の窓口において国民年金の加入手続を行い、自宅に送付のあった納付書を用い、毎月、自宅近くの郵便局又は銀行の窓口で納付していた。」と聞いている。

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないが、母から、会社に就職するまでの保険料を納付していたことを聞いているので、申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号における最初の国民年金被保険者資格取得日は平成3年4月1日であり、当該資格取得日前の国民年金被保険者記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当時の住所地における各種の氏名検索も行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から43年4月まで

私は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については全く分からないが、兄から、昭和41年から結婚する（結婚式の日：昭和43年5月*日）までの間の保険料を父が納付していたことを聞いたので、父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。

私も申立期間当時のことを思い返すと、父から、私の国民年金保険料を納付していると聞いた覚えがあるので、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A県B市C区において昭和50年6月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、同年5月28日に発行されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年5月頃に行われたことが推認でき、当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当時の住所地における各種の氏名検索も行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に死亡して

おり、当時の加入手続及び当該期間の保険料納付の状況は不明である。

加えて、申立人の兄は、「父が、家族の国民年金保険料を納付していたので、妹（申立人）の保険料も一緒に納付していたはずである。」旨陳述しているものの、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について直接関与しておらず、当時の加入手続及び当該期間の保険料納付に係る具体的な状況を確認することはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成11年4月から同年12月まで

私は、夫と一緒に平成8年頃から毎年、A県B市役所のC支所に出向いて、国民年金保険料の免除申請を行った。

国民年金保険料の免除申請を行った平成8年から20年までの期間のうち、申立期間を除いて全て申請免除期間となっているにもかかわらず、当該期間のみ申請免除期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間直後の平成12年1月から同年3月までの国民年金保険料の免除申請手続きが同年2月14日に行われていることが確認でき、当該手続き時点において、申立期間は免除の対象とならない期間であり、制度上、保険料の免除申請を行うことはできない。

また、仮に、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請手続きが可能な平成11年4月又は同年5月に同手続きが行われた場合、同年4月から12年3月までの期間が対象となることから、改めて同年2月14日に同年1月から同年3月までの期間の同手続きを行うことは不自然である。

さらに、オンライン記録によると、申立人に対して、平成13年11月7日に過年度保険料の納付書が発行されていることが確認できることから、申立人の納付記録を踏まえると、当該納付書は申立期間の一部に係る国民年金保険料の納付書であるものと推認できることから、当該納付書発行時点において、申立期間が申請免除期間であったとは考え難い。

加えて、B市は、「国民年金保険料の免除申請書（写し）は5年の保管期限を過ぎているため残っていない。」と回答しており、D年金事務所も、「国民年金保険料の免除申請書は3年の保管期限を過ぎているため残っていない。」と

回答していることから、申立人の申立期間に係る保険料の免除申請書について確認することはできない。

このほか、申立人及びその夫から申立期間の国民年金保険料の免除をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年4月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月から同年9月まで

私は、申立期間当時、雇用保険の給付を受けながら学校に通っており、A県B市役所へ免除申請書を提出したため、当該期間は国民年金保険料免除期間となっているはずである。

申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成17年4月から同年6月までの期間については、年金事務所から提出された申立人に係る国民年金保険料免除申請書(全額・半額)を見ると、申立人は、B市に対し、同年1月28日に、同年1月から同年6月までの国民年金保険料を対象として、全額及び半額免除の申請をしていることが確認できるが、当該申請書に添付された国民年金保険料免除申請書所得計算書(全額・半額)を見ると、住民票により申立人と同一世帯であることが確認できる申立人の妻の前年の所得額及び控除後の所得額は、全額及び半額免除について政令で定める基準額(全額免除は35万円、半額免除は68万円)を超えており、当該対象期間に係る全額及び半額免除申請は国民年金法第九十条及び申立期間当時の同法第九十条の二の規定に該当しないとして、当該申請は却下されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成17年7月から同年9月までの期間については、年金事務所から提出された申立人に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請書を見ると、申立人は、B市に対し、同年8月1日に、同年7月から18年6月までの国民年金保険料を対象として、全額免除の申請をしていることが確認できるが、当該申請書に添付された国民年金保険料免除申請書所得計算書(全額・半額)を見ると、住民票により申立人と同一世帯であることが確認で

きる申立人の妻の前年の所得額及び控除後の所得額は、全額及び半額免除について政令で定める基準額（全額免除は57万円、半額免除は118万円）を超えており、当該対象期間に係る全額免除申請は国民年金法第九十条の規定に該当しないとして、当該申請は却下されていることが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14644

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に昭和 51 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。
申立期間の厚生年金保険料が控除されている給料明細書を提出するので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給料明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の同社における離職日及び退職日は、昭和 51 年 7 月 30 日となっており、オンライン記録と符合している上、申立期間当時のA社の事務責任者であったとする者は、「厚生年金保険の資格喪失に係る届出は、退職届に基づき行っていたので、当該届出の退職日に間違いはない。」旨陳述している。

また、前述のB社会保険事務所（当時）の受付印がある資格喪失確認通知書を見ると、申立人の欄には、資格喪失日が昭和 51 年 7 月 31 日と記された上、健康保険証が返納されたことを示す「証返」の印が確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄にも資格喪失日は同日と記されており、証返の表示も確認できる上、同名簿に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が氏名を挙げたA社における元同僚及び前述の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる者に照会を行い、複数の者

から回答を得たものの、申立人が申立期間に同社に在籍していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、当時の厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、同法第 14 条において「被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失する。」旨定められているところ、前述のとおり、雇用保険の加入記録及び A 社から提出された資格喪失確認通知書において、申立人の退職日は昭和 51 年 7 月 30 日、資格喪失日は同年 7 月 31 日となっていることから、申立期間である同年 7 月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14645

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月頃から38年12月頃まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

過去に作成した履歴書を見ると、申立期間においてA社にB業務担当者として勤務していたことが記載されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妹が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び同社の元従業員の陳述から、申立期間のうち、昭和36年9月10日以降の期間について、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「社員名簿以外には当時の資料が現存しておらず、申立人の雇用形態、厚生年金保険への加入状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員の一人は、「私は、A社に入社後しばらくして20歳になる頃になってから、事業主に、今後は厚生年金保険に加入し、当該保険料を負担するよう言われた。その頃から厚生年金保険に加入した記憶がある。」旨陳述している。

さらに、前述の社員名簿に記されている従業員のうち、同名簿に記されている入社年月日が、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年4月1日以降である者が申立人を含め23人確認できるところ、当該23人のうち

申立人を含む5人については、前述の被保険者名簿において被保険者記録を確認することができない上、被保険者記録が確認できる18人については、それぞれの被保険者資格取得日と前述の社員名簿におけるそれぞれの入社年月日とが相違しており、双方が一致する者は見当たらない。

これらのことから、申立期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、C市の記録から、申立期間を含む昭和33年1月1日から平成20年2月22日までの期間において、申立人が、同市の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和36年7月頃から同年9月10日までの期間については、前述の社員名簿には申立人の入社年月日が同年9月10日と記されている上、前述の被保険者名簿において当該期間に被保険者記録が確認できる元従業員に照会したものの、申立人が当該期間にA社に勤務していたことをうかがわせる陳述を得ることができなかった。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)における被保険者記録が見つかったが、当該記録の被保険者期間は、自身が同社に勤務したと記憶している期間と相違している。

私がA社に勤務した期間は、申立期間の昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 3 月末日までであるので、現在記録されている同社における厚生年金保険の被保険者期間を申立期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の同社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 4 月 1 日までと記録されていることが確認できるところ、申立人は、自身が同社に勤務した期間は、当該期間ではなく、申立期間の同年 4 月 1 日から 37 年 3 月末日までであると主張している。

しかしながら、申立期間当時のA社の事業主は既に死亡している上、B社は、「申立人について、当時のA社における在籍状況及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保存していない。」旨回答していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、前述の被保険者原票において、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員は、「昭和 36 年 4 月当時、A社には自身を含め 3 人のC職が勤務していたが、申立人とは一緒に勤務していない。」旨陳述している。

さらに、申立人は、「A社が県の認可事業所となるのに合わせて、昭和 36 年 3 月にそれまで勤務していたD社を退職し、同年 4 月から 37 年 3 月までの

1年間、同社に勤務した。」旨陳述しているが、E組織から提出された申立人に係る加入記録によると、35年4月1日にD社における加入者資格を喪失している上、B社が、「A社が県の認可事業所となったのは、35年4月1日である。」と回答しているところ、申立期間当時のA社の事業主の妻は、「申立人の採用は、A社が県の認可事業所となった頃であり、1年契約だったと思う。」旨陳述しており、これらの陳述及び記録は符合する一方、申立人が主張する同社における勤務時期は、これらの時期とはそれぞれ1年相違する。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和36年10月5日に払い出されている上、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、前述のA社に係る被保険者原票において、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月頃から 32 年 12 月頃まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社B工場に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、昭和 31 年 10 月頃から 32 年 12 月頃まで同社に勤務しており、私と同時期に勤務していた同僚は、同社において厚生年金保険の被保険者記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた元同僚及びA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の元同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同工場に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和 45 年 3 月*日に解散しており、同社B工場は、51 年 8 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び事務担当者は、死亡又は所在が不明のため、これらから申立人の同工場における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、前述の陳述が得られた元同僚の 6 人全員が、「申立期間当時、A社B工場では、入社後、数か月ないし 2 年程度経過してから厚生年金保険に加入させており、パート勤務及び臨時に雇用された従業員は、厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述しているところ、当該元同僚のうち、夫が元事業主と親戚であったとする者を除く 5 人の被保険者資格取得日は、各自が記憶する入社時期より、それぞれ数か月ないし数年後であることを踏まえると、申立期間当時、A社B工場では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に

加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、4万5,000円から5万7,000円程度までであった実際の給与支給額に比べて低いことが分かった。

A社に勤務している間に給与支給額が下がったことなど無いにもかかわらず、申立期間に係る標準報酬月額4万2,000円が従前の標準報酬月額4万5,000円を下回っていることも不自然であるので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の記録が、実際の給与支給額より低く記録されているとして申し立てている。

しかしながら、B社は、「申立人に係るA社時代の資料は、提出した職員元票以外は保管されていない。当該職員元票の給与額に係る欄には、各種手当を除いた基本給である給与のみが記されており、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。」旨回答している。

また、A社における複数の元同僚が、「A社は、3月が決算期に当たり、特にC職は毎年当該期の残業が多かった。その3月分の残業手当は翌月の4月に支給されるので、結果として4月の給与が高くなることがあった。」旨陳述しており、このうち、申立期間当時に総務事務を担当していたとする者は、「通常、4月には定期昇給もあり、4月の給与支給額が高くなるが、当該昇給等に伴う従業員の標準報酬月額の変更に係る届出は、各人の給与支給額に基づき、適正に行っていた。」旨陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保

険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる 113 人について標準報酬月額の記事を見ると、申立人を含む 20 人については、前述のとおり昭和 46 年 4 月の昇給等に伴い同年 7 月の随時改定により標準報酬月額が 2 等級以上上がった後、申立期間の始期である同年 10 月の定時決定により 1 等級下がっており、このうち 6 人の標準報酬月額は、申立人と同様に、同年 10 月の定時決定により 4 万 5,000 円から 4 万 2,000 円に下がっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが、ほかの従業員と異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時、A 社が加入していた D 厚生年金基金が保管する申立人に係る標準報酬月額の記録は、前述の被保険者名簿における標準報酬月額の記録と一致する上、当該被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14649（奈良厚生年金事案 87 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで

A事業所（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、当該被保険者記録は無いとの回答を受けたので、年金記録確認奈良地方第三者委員会（当時。以下「奈良委員会」という。）に年金記録の訂正を申し立てたが、平成 20 年 11 月 6 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

しかし、私が、A事業所において昭和 34 年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入し、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて、同事業所における同僚であった兄が新たに証言してくれるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時のA事業所の事業主の弟から提出された申立書等により、申立人が同事業所に勤務していたことが認められるものの、i) 申立人は申立期間に係る給与明細書等を所持していない上、B社も申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができないこと、ii) 申立期間において、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が無いこと、iii) 同事業所における申立人の雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が同日であることなどを理由として、既に奈良委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 6 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間において、自身の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを、当時同僚であった兄が証言してくれるとして申立てを行

っているが、同人は、「申立期間当時、申立人と一緒にA事業所に勤務していたが、給与から厚生年金保険料が控除されているか否かについて、申立人と話をしたことは無い。また、自身は、同事業所ではC業務に従事していたので、給与関係事務のことは分からない。」旨陳述していることから、申立人が主張する厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、前述の被保険者名簿及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員は、「A事業所に入社時に、事業主から厚生年金保険に加入するか否か聞かれ、入社当初一定の間、厚生年金保険に加入しなかった。加入していない期間の給与から、厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している上、申立人及び複数の元従業員が「申立期間当時のA事業所には、事業主の弟が二人勤務していた。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿及び被保険者原票において、当該二人のうち、一人については、被保険者記録が見当たらず、もう一人については、同事業所に勤務していたとされる期間のうち、入社後数年間の期間について、同事業所における被保険者記録が無い。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A事業所では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、奈良委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 9 月 1 日まで
② 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社において勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、従前の期間の標準報酬月額より低額となっていることが分かった。

申立期間①及び②当時は、B業務従事者として給与支給額が上がっていった時期であり、下がった記憶が無いことから、年金事務所の記録が間違っていると思う。

申立期間①及び②の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時、給与支給額が下がることはなかったにもかかわらず、当該期間に係る標準報酬月額が、その直前の期間に係る標準報酬月額より低く記録されているのは記録管理の誤りであるとして申し立てている。

しかし、A社から提出された申立人に係る社会保険台帳を見ると、当該台帳に記されている昭和 55 年 10 月から申立期間①の始期である 60 年 10 月までの標準報酬月額の変遷記録は、オンライン記録と一致している。

また、A社は、「申立期間①について、前述の社会保険台帳の記録が国の記録と一致するのであれば、当該台帳の記録どおりの届出及び社会保険料控除を行っていたと思われる。また、申立期間②についても、当該台帳は無いが、国の記録どおりの届出及び社会保険料控除を行っていたと思う。」旨回答している。

さらに、オンライン記録において、申立期間①及び②にA社における被保険者記録が確認できる元同僚のうち一人から提出された当該期間に係る給与支給明細書を見ると、給与支給額は月ごとに増減があり、給与支給額に見合う標準報酬月額は、一部の月についてオンライン記録の標準報酬月額を上回るものの、いずれの月もオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

加えて、前述の被保険者記録が確認できる元同僚のうち複数の者が、「当時、B業務従事者は時間外勤務が多く、時間外手当があった。」旨陳述しており、A社は、「時間外手当については、毎月の時間外勤務の増減に応じて、翌月給与と一緒に支給していた。」旨回答しているところ、申立人は、「時間外勤務は、月によって波があった。自身は同じ職種の同僚より時間外勤務が多かったが、4月から6月までは比較的暇であり時間外勤務が少なく、9月から11月にかけては忙しかった。」旨陳述していることから、申立人の毎月の給与支給額は時間外勤務に基づく時間外手当の多寡に応じて変動していたと考えられ、標準報酬月額の定時決定の基礎月となる5月から7月までの報酬額が低額になることについて不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、申立人の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月頃から 36 年 6 月頃まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

A社には昭和 35 年 3 月頃から 36 年 6 月頃まで勤務しており、私と同じように同社に勤務していた同僚には厚生年金保険の加入記録があると聞いているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた際の状況を具体的に陳述しているところ、当該陳述が同社の元従業員の陳述と符合していることから、期間は明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、「申立期間当時の関係書類が現存しないため、申立人の当社における在職、厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。」と回答している上、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、これらから申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員は、「申立期間当時、A社は従業員の出入りが激しく、入社しても厚生年金保険に加入していない者がいた。私は給与計算担当者の業務を手伝うことがあったが、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と陳述している。

さらに、別の元従業員は、「私は、A社には前職を辞めてすぐ入社したが、入社後しばらくは厚生年金保険に加入していない期間があった。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、同人のA社における厚生年金保険被保

険者資格の取得日は、同人が前職とする別事業所における資格喪失日から約1年後の日と記録されている。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14652

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月又は同年 11 月から 38 年 3 月 1 日まで
② 昭和 39 年 5 月又は同年 6 月から同年 11 月 4 日まで
③ 昭和 41 年 2 月 4 日から同年 2 月又は同年 3 月まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①並びにB社に勤務した申立期間②及び③に係る被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 38 年 3 月 1 日と記録されているが、同社C営業所には、37 年の 10 月又は 11 月に入社した。

申立期間②及び③については、B社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 39 年 11 月 4 日、同資格喪失日が 41 年 2 月 4 日と記録されているが、同社には 39 年の 5 月又は 6 月に入社し、41 年の 2 月又は 3 月まで勤務した。

いずれの申立期間においても、それぞれの事業所に継続して勤務していたので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間も継続してA社C営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「当時の事業主は既に亡くなっており、申立期間①当時の

関係資料が現存していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除等については不明である。」と回答しており、同社から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者記録が確認でき、所在が判明した元従業員に照会を行ったものの、申立人が当該期間に同社に勤務していたことをうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、申立期間①当時、A社C営業所に勤務していたとする元従業員は、「申立期間①当時、A社C営業所では、業務の内容上、毎年10月から翌年2月頃までが閑散期であったところ、同営業所が閑散期に入る10月又は11月に新たに従業員を雇用することは無かったと思う。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③について、申立人は、当該期間も継続してB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間②及び③当時の関係資料が残っていないことから、申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除状況については不明である。」と回答しており、同社から申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②及び③並びにその前後の期間に被保険者記録が確認できる元従業員に照会を行ったものの、申立人が、申立期間②及び③に同社に継続して勤務していたことをうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、申立人のB社に係る雇用保険の加入記録によると、資格取得日は昭和39年11月4日、離職日は41年2月3日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録と符合しているところ、同社は、厚生年金保険及び雇用保険の届出手続について、「当社では、厚生年金保険及び雇用保険の双方に加入する必要がある従業員について、双方の手続を一体的に処理している。当該手続については、申立期間当時も同じ取扱いであったと考えられる。」旨回答している。

加えて、申立人が、自身と一緒にB社を退職したとする元同僚について同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、同人の資格喪失日は、申立人と同日の昭和41年2月4日と記されている。

このほか、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14653

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月 31 日から 53 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の資格喪失日が昭和 52 年 12 月 31 日とされており、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けたが、私は、申立期間も同社に在籍し、厚生年金保険に加入していた。

また、その根拠として、過去の社会保険料に未納があるとB組織での借入れが認められないが、昭和 56 年に同組織に書類をそろえて提出したところ、その借入れが認められた。

以上のことから、申立期間においても厚生年金保険に加入していたと言えるので、資格喪失日を昭和 53 年 1 月 1 日に訂正し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 52 年 12 月 31 日まで在籍していたため、翌日の 53 年 1 月 1 日が厚生年金保険被保険者の資格喪失日であると申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 6 年 11 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は死亡しており、申立期間当時の給与計算担当者も所在不明のため、同社及びこれらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

また、C健康保険組合から提出された申立人に係る個人台帳を見ると、資格喪失年月日欄には、「52. 12. 31」との押印が確認でき、当該資格喪失日は厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致する。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録を見ると、申立人の離職日は昭和

52年12月20日と記録されており、申立期間について、雇用保険の加入記録は確認できない。

なお、申立人は、「昭和56年に、B組織から融資を受けたが、過去の社会保険料に未納があると、当該融資を受けることはできなかったため、当該融資を受けたことが申立期間の厚生年金保険料が納付済みである根拠となる。」旨主張しているものの、当時のB組織の融資要件は、「国民年金の被保険者であつて、厚生年金保険の被保険者であつた期間又は国民年金の被保険者であつた期間が3年以上であるもの」、かつ、「借入申込日の属する月の前々月まで連続する24か月間が厚生年金保険の被保険者期間又は国民年金の保険料納付済期間で満たされていること」とされており、申立人は、53年1月分以降の国民年金保険料を完納していることから、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間でなかったとしても、当該融資要件を満たしていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14654

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月から20年1月20日まで

A社B工場には、昭和18年4月から勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、20年1月20日に被保険者資格を取得しており申立期間の加入記録が無い。

学歴などから考えると、A社B工場に、間違いなく昭和18年4月から勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)の記録によると、A社B工場が厚生年金保険(昭和19年10月1日以前は、労働者年金保険)の適用事業所となったのは、昭和19年9月1日であり、申立期間の一部については、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、A社は、昭和20年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記の記録も見当たらないことから、同社から申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記録されている者は、申立人を除き全員が所在不明であり、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間にA社B工場と一緒に勤務したとして名前を挙げた者のうち複数の者について、前述の同社B工場に係る被保険者名簿において該当者は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを

確認できる関連資料は無く、ほかに控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14655

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 13 日から 38 年 3 月 21 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、父の知人の紹介で高校を卒業した昭和 37 年 12 月 13 日に就職し、38 年 3 月 22 日まで同社B支店のC事業所でD業務及びE業務担当として約3か月勤務したのに加入期間が1か月（昭和 38 年 3 月 21 日から同年 3 月 22 日まで）となっているのは納得できない。申立期間も厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人をA社へ紹介したとする者は既に死亡しているため、この者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社、同社B支店及び同社F営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員のうち、連絡先の判明した86人に照会し、58人から回答を得たが、全員が「申立人を知らない。」旨、陳述しており、当該58人のうち、申立期間当時に同社C事業所に勤務していたとする元従業員は、「私は、昭和36年から39年までA社のC事業所に夫婦住み込みで勤務していたが申立人を知らない。少なくとも私が勤務していた期間には、申立人は勤務していなかったと思う。」としており、別の元従業員は、「私は、申立期間にA社のC事業所に勤務していたが、申立人のことを知らないし、氏名を聞いたことも無い。また、E業務はG業務会社に委託

しており、A社の社員はE業務には就かなかった。」旨、それぞれ陳述している。

さらに、複数の元従業員が、A社のC事業所においてE業務はH社に委託していたと陳述しているところ、当該E業務を請け負っていたとする同社の元事業主の^{おい}甥は、「元事業主は既に死亡しているが、昭和37年ないし38年頃にA社のC事業所においてE業務を委託されていたが、申立人を知らない。」旨、陳述している。

加えて、申立人は、元従業員3人を記憶しているところ、氏名については姓のみしか記憶していない上、A社、同社B支店及び同社F営業所に係るオンライン記録において、姓が一致し所在の確認できる一人から回答を得たが、「申立人を知らない。」旨、陳述している。

このほか、A社は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書写し（昭和38年3月21日資格取得日）及び健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書写し（38年3月22日資格喪失日）を提出しており、当該記録は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、初めに勤務したA社の加入期間が脱退手当金支給済みと回答を受けた。
私は、今まで一度辞めた会社の年金は受給できないと思っていたが、申立期間当時、脱退手当金の制度があることを知らなかった上、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年8月25日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含むページの前6ページに記されている女性の被保険者29人のうち、申立人の資格喪失日である昭和42年4月1日の前後2年(昭和41年から43年まで)の間に資格喪失し、かつ、当該資格喪失日時点において、脱退手当金受給要件を満たしていた13人(申立人を含む)について、脱退手当金支給記録を確認したところ、支給記録のある者は9人であり、うち5人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無

いなど、一連の事務処理にも不自然さのほうがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。